

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都品川区東大井二丁目1番8号

氏名 品川運輸株式会社
代表取締役 毛塚 久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年12月9日

許可の有効年月日 令和9年12月8日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)

圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (以上5種類)
(取り扱う産業廃棄物の詳細は裏面のとおり)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第一工場）
(2) 東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第二工場）

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成14年12月9日 新規許可
令和4年12月9日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第一工場）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類 (廃蛍光灯を除く。)	29.7 (t/日)	49.1 (t/日)	平成17年6月25日	産施 第304号	平成17年5月31日
	木くず	59.4 (t/日)				
	紙くず	44.5 (t/日)			-----	-----
	繊維くず	14.8 (t/日)				
	金属くず(廃蛍光灯、 廃乾電池を除く。)	207.8 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯を除く。)	222.6 (t/日)				

(2) 施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第二工場）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (ペットボトル)	4.00 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (ペットボトル)	4.00 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (ペットボトル)	4.00 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (ペットボトル)	4.00 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	金属くず (スチール缶)	4.40 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	金属くず (スチール缶)	4.40 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	金属くず (アルミ缶)	1.92 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	金属くず (アルミ缶)	1.92 (t/日)	-----	平成17年6月25日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	3.20 (t/日)	3.20 (t/日)	平成17年6月28日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	3.20 (t/日)	3.20 (t/日)	平成17年6月28日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				

(以下余白)